

第7回北見市男女共同参画審議会会議録（要旨）

日時 平成18年2月20日（月）

18：30～

場所 入札室（市役所別館1階）

出席者 新谷会長、小田副会長、天野委員、兼平委員、徳田委員、徳本委員、早坂委員
平野委員、吉谷委員（武田委員、洪野委員、橋場委員は欠席）
事務局 塚本市民環境部長、山崎市民環境部次長、小原市民活動課長
佐野男女共同参画担当係長、佐藤市民活動課担当

1．開会（市民活動課長）

資料の説明（事務局より送付資料と当日資料の確認）

2．中間答申（案）について

会長

ただいまから第7回男女共同参画審議会を開催したいと思います。本日はいよいよ中間答申に向けて答申案全体についての検討ということですので宜しくお願い致します。はじめに私のほうから答申案についての説明を述べさせて頂きたいと思います。この文章は今までの皆様方の議論と意見書を再度私のほうで検討した後、先週、副会長と事務局と私とさらに検討をし、まとめたのがお手元にある中間答申案でございます。

内容でございますが、まず表紙の後ろに「中間答申にあたって」ということで、私のあいさつのような言葉を書いております。中間答申そのものは1ページからになり、2月23日に市長を前にこの中間答申を読み上げるという形にしたいと思っております。

順次内容ですが、基本計画は合併後の新しい北見市において新たに設置される審議会の中で作成されますが、基本的考え方ということで、重点課題を今まで我々が6回に渡って審議してきたわけです。その基本計画の冒頭に2回目の審議会で委員のご意見が出ましたが、基本計画全体の理念のような策定の趣旨をそこに付け加えてはということでしたので、条例の基本理念の確認、男女共同参画推進をする必要性といったものを謳って頂くということにはいかがかと思いません。

当審議会において五つの柱を立てたわけですが、今後の基本計画の審議の中で、このほかにいくつか付け加えたらいいのではないかと場合もあると思っておりますので、当審議会の基本的考え方としては、項目を追加しても差し支えないということを念のために付け加えています。重点課題の から まで、審議会の議論をまとめて、主な意見をピックアップして記述してあります。個々の中身はまた議論して頂くことにしまして、私の考えであります。全体の特徴と致しまして4つくらいにまとめてみました。

この中間答申の特徴でございますが、まず1つめは、今まで実行されております男女共同参画プランきたみの中から、より具体的な項目を重点課題として5つピックアップして今まで以上に目に見える形で男女共同参画を推進していく姿勢を示していると思っております。2つ目は重点課題の になりますけれども、農山漁村の男女共同参画を重点課題の1つとしてあげることで、合併後

の北見市の男女共同参画の推進に寄与するという目標が出来たと思います。3つ目は重点課題の から までを通して、全体的に議論の中でも出ましたが、ワークライフバランスという考え方が貫かれていると思います。ワークライフバランスという考え方にたって家庭・学校・職場・地域といった生活の全般に渡っての男女共同参画を推進することを目指す形になっていると思います。それから4番目に各項目の審議会での主な意見というところに北見ならではのユニークな提言が見られたと思います。例えば、重点課題 の審議会での主な意見というところで、「市の審議会、委員会における女性の登用率できるだけ50%に近づける。」とありますが、なかなか各自自治体や国の中でも50%という数字は未だに出てきていないと思います。これをはっきり出したということは結構重要ではないかなと思います。また、農山漁村のところで、「女性のトラクター免許を取る」というところもおもしろいと思います。女性の健康のところで、「女性パートの健康受診率を向上させる」という点等はあまり他では見られない提言がなされましたし、そういうものを盛り込んだ形になっているということでもあります。そのようなことで全体としては、何とか形になったかなという気がしております。それでは重点課題の中間答申の最初から順番にご意見をうかがっていきたいと思います。まず最初の1ページの策定の趣旨と5つの重点課題ということですけども、先程もご説明いたしました、何かお気づきの点ありますか。無ければまた最後に全体のご意見を伺う時にまたお聞きします。

次に重点課題 ですけども、審議会での議論を思い出しながら、感想でも結構でございますので、色んなお気づきの事を出してもらえればと思います。それでは、「政策・方針の場における男女共同参画の拡大」ということで、最近では、指導的な役割を果たす情勢という言葉が使われております。単にいろんな場面で参画するのではなくて、重要な政策方針決定の場での参画という事に特徴があるのですけれども、何か付け加えるべきところ、言葉の問題などありませんか。なければ次の重点課題にいきたいと思います。ここでは「学校生活と学校・職場・地域活動の両立支援」ということで、ここに先程にいいました、ワークライフバランスの考え方が一番現れるところでございます。また、重点課題 とは違いまして、より広く男女共同参画を進めていくというのがねらいです。

A 委員

審議会での主な意見のなかで、もしかしたら審議会ではこの話が出ていなかったのかもしれませんが、1) 家庭生活の「一人親家庭の母、父が個性や能力を発揮出来るように」というところで、一人親にかぎった事ではないなど、一人親も大事だしもちろん強調してもらいたいのですけども、その直前にワークライフバランスと書いてあるので、ちょっと釣り合いが取れないなと思いました。

D 委員

意見としてこういう意見もありましたということですから、すべてを網羅するのではなくて意見のひとつとしてこんなのがありますよということでもいいかなと私は思っていました。1) 家庭生活の『「家族」「家庭生活」の多様性に配慮して、きめ細かな両立支援を実施する。』というところに全部含まれている気がするのですが。

A 委員

そうですね。

D委員

だから私は、一人親家庭の意見があったと列挙した形であげているのかなと、だからこれはこれでいいのかなと思いました。

会長

この時は確か、母子家庭父子家庭の子育ての負担が大きくてお父さんお母さんがなかなか、職場や地域活動に参加出来ないということで、そういう人達の育児の負担を軽くしたらどうかというご意見だったと思います。それはそれで絞り込んでいますから、具体的内容はいらぬような気がするのですが。家庭生活に含まれるということでいかかでしょうか。

A委員

それと合わせて、障がい児とか病気を持つ子供さんを育てていらっしゃる家庭への育児など、特にケアを必要とする子どもを育てていらっしゃる家庭のことは、審議の時に出なかったのではないのかなと思ひまして。

会長

そうですね。いかかですか。付け加えるのであれば今ならできますが。

D委員

もし入れるのだとしたら家庭生活の2番目、「一人親家庭の母、父」の中に入れるのがいいのか、別にひとつ付け加えるのがいいのかどっちかだと思います。

会長

一人親家庭や障がい児を持つ家庭の母、父がとしたらどうですか。

D委員

それでいいと思います。入れるとしたらそこですね。それが、障がい児を持つ家庭・一人親家庭、障がい児を一番初めに持ってきてもいいです。文言は会長と事務局にお任せしたらいいと思います。

会長

わかりました。それではそこはいいですね。次のDVは他の重点課題と重なっている面があるのですけれども、その時に出了意見ということで多少重なりがあっても載せておきました。重点課題のところは一番カバーする幅が広いです。

I委員

2) 学校の「学校管理職の女性の少なさは、長時間労働、転勤など労働過重の実態が影響して

いると考えられる。」というところで、転勤が労働過重と受け止められちゃうかなと思うのですが、転勤と労働過重は違うのではないかと思いますので、「長時間労働の実態・労働過重の実態や転勤等の勤務条件の変化等などが」とした方がいいかなと思ったのですが。職場だけの問題ではないと思います。実際はやるが多すぎるというのが現実です。

D 委員

職場と特定しないで、「環境を改善する。」としては。

I 委員

「長時間労働の実態や転勤などの勤務条件の変化等が影響している」としては。

会長

それでよろしいですか。では、「長時間労働の実態や転勤などの勤務条件の変化等が影響していると考えられる。」とします。

A 委員

児童館などの常勤の人が削減されている等の意見がどこかの課題の時に出了たと思うのですけれども。

会長

重点課題 で出てきました。

A 委員

それと3) 職場のところなのですが、「同一労働同一賃金」というのは、男女雇用機会均等法に基づくというような言葉があればいいかなというのと、男女共同参画を推進することは企業にとってもプラスという意見が出ていますが、審議会の意見には出なかったのですが職場のセクシャルハラスメント防止についても載せた方がいいのではと思います。

会長

男女雇用機会均等法については私も少し思いましたが、「同一労働同一賃金」というのは、実は労働基準法の話なのです。その他に職場での男女平等推進ということで、せつかくある均等法を重視する事というのは必要かなと思ったのですが。どこかに付け加えてもいいですか。均等法の中に実はセクハラも含まれるのですが、セクハラは大きな問題ですから、ひとつの別項目を設けて、特別に付け足しますか。

A 委員

そうした方がいいと思います。

会長

言葉は男女雇用機会均等法の遵守とセクハラの防止義務に類する言葉を入れるということで任せて頂けますか。

F 委員

安心して働ける環境という言葉も入れて頂きたいと思います。

会長

はい、わかりました。他に何かありますでしょうか。

A 委員

ここだけの事だけじゃないのですけれど、書き方の問題なのですが、4)地域の最後に「地域の大人や町内会が、もっと子どもに目配りをする。」とあるところで、市の責務についてあえて書かなくてもふまえているということでもいいのですか。

会長

そのとおりです。それでは次に重点課題に進んでよろしいでしょうか。「農山漁村における男女共同参画の確立」でお気づきの点がありましたらよろしくお願いいいたします。

A 委員

(1)施策の基本的考え方のところ、今回の審議会では、漁業者の方だとか林業従事者の方などが含まれていなかったのも、今後の課題になると思います。

副会長

合併以前ですからね。

A 委員

合併しないとそういう人達は審議会にいないわけですから、今後そういう人達も含めてという課題を残していると思います。

B 委員

この回の審議会の時、欠席してしまいまして、わからないところがあるのですが、例えば「農山漁村の仕事や暮らしは、男女の二人三脚でなくては成り立たないが、女性にとって未知な部分が多い。このことがいわゆる嫁不足の一因にもなっている。」というところの意味がわからないのですが。

会長

その時の議論は、夫婦の協力なくして農業は成り立たないというのが実態なのだけれども、新しく農家のお嫁さんとして入る女性が、必ずしもそういう知識と意識を持っていないままに嫁いで行く人が多いのではないかとということです。

B 委員

そういうことですか。

会長

したがってもう少し農家や漁業の生活の実態をオープンにし、もっと農業を明らかにして、こんな楽しいこともありますよということと呼びかける必要が有るのではないかということです。

A 委員

お嫁さんのご主人は農業経営者だから、お嫁さんは雇用されているわけでもないし共同で経営をしている訳でもないので、そこを変えていかなければならない。そのためには(2)の「家族経営協定の締結を推進するとともに、女性の認定農業者をふやす。」ということで、ご主人と2人共同で経営者になるということ早く推進していこうということなのです。

B 委員

審議会に出た方は意味が分かると思いますが、初めて聞く人は理解しづらいと思います。

I 委員

農山漁村以外の女性にとってはということの意味しているのかなと思ひまして、そういう風につけた方が分かりやすくなると思います。

A 委員

「その仕事の経験がない女性にとって」という文言をつけたらいいと思うのですが。

会長

それでは「その仕事の経験がない女性にとって」という文言を加えてよろしいですか。

それと男女二人三脚ということは、真ん中より下に書いてあります「男性の意識改革も大事である。」ということで、跡取りだからって議論の中にも出てきたと思うのですけれども、家庭のなかで、作業の終わった後でふんぞり返っているような意識では困るということです。

D 委員

この話し合いの時、私が思っていたのは農山漁村における男女共同参画において農業の従事者、林業の従事者、漁業をしている人達における男女共同参画の話が前提として皆さん話をしていましたので、これをみると農村に住んでいる普通の人、農村は都心に比べて家中心と思われたら嫌だなと思いましたがあえて触れませんでした。

A 委員

審議会の時は、この居住地域の特徴を言っているのか、それとも業種のことを言っているのか、両方考えなければいけないということでした。

D委員

でも、話の内容としては、業種のことを中心となっていて、家族経営協定のことなども詳しい情報から資料などもいただいて、私は初めて知りましたので確かにこれは大事だなと思いました。

会長

仕事の特徴と地域的な特徴と両方あるわけですね。

A委員

でもいま言ったように、男女共同参画は仕事の話なのですよね。その地域において、社会環境などがあるのならそれは見直した方がいいですよ。これは地域側になるのですよね。

副会長

合併を前にちょっと説明が不十分のところはあると思うのですが、中間答申としてはこのような意見でいいかと思います。

会長

合併後の新しい北見市の審議会で漁業者だとか、林業の方などの話しが聞ければまた具体的な議論があると思います。

B委員

(2) 審議会での主な意見の中で「男性の意識改革」は2回出てきますね。

会長

そうですね。最後の方はDVに絞ってあえて強調したかったのですが。

B委員

DVは表面化しにくいという話がでましたよね。

副会長

自分から声を出さないとなかなか分からないですよ。

B委員

(2)の「農山漁村におけるDVは表面化しにくいところがあり、男性の意識改革に取り組む必要がある。」というところで、女性の意識改革というのはないのかと思ひまして、女性がじっと我慢をしても表面化しないですから。ここは、男性だけではなく女性も一言いれておいたらいいと思うのですが。「男女意識改革」という文言はどうですか。

会長

(2)の最後の文だけ「男女」ということにしますか。真ん中の文はいいですか。真ん中の文まで男女にすると、意味が広がってしまいますので、特徴がなくなってしまいます。

D委員

そうですね。最後の文だけでいいと思います。

A委員

後は、漁業林業関係者と書いていなかったのが今後審議を重ねてもらいたいということをごまかに入れてもらいたい。

会長

基本的考え方の中に入れましょうか。

副会長

「重要な課題となる。」の後に続けるのはどうですか。

会長

合併後は「農山漁村に暮らす男女の意見を基本計画に取り入れる必要がある。」ということでしょうか。それでは、次に移っていいでしょうか。重点課題のところでは「男女が豊かに暮らせる体制づくり」ですけれども、ここはいかがでしょうか。

A委員

(2)の「学童保育の活動に、経済的支援をする。」というところで、学童の放課後の過ごし方や保育も課題じゃないかと思います。経済的支援だけではなく、他の支援も大事なのではと思いました。

副会長

学童保育というのは児童館の事ですか。

事務局

市内の各児童センターに放課後児童健全育成事業として児童クラブを設置していますが、この児童クラブに入会しますと下校時から午後6時まで、小学校の休業日は午前8時から午後6時までが開設時間となっています。その他に民間でも学童保育の支援をしているということもあります。

会長

この「経済的支援」というのは民間のことを言っているのではなかったでしょうか。民間の学童保育活動に支援をするというニュアンスだったのではないかと、ここに何かいい言葉があればと思いますが。

副会長

A委員が児童館についてお話しになっていたことはこの文言の中には見あたりませんか。

A委員

いえ、ここでは経済的支援の事だけしか載っていないので、子ども達が学校から帰った後、遊ぶところがない等というところはどうなのかと思ひまして。

D委員

この時の話し合いは、児童館の事が中心で学童保育の事は少しだけだったと思うのですけれども。

A委員

基本的考え方の中で、「児童センターの整備を図る」とは書いてありますね。

幼児だけではなく、学童にも特に放課後を中心とした支援が必要ということを入れた方がいいと思うのですが。

会長

高校生も利用するように出来るなどという話もありますよね。

副会長

児童は何歳までですか。

会長

児童福祉法では18歳までです。

A委員

東京の方では18歳のお兄ちゃんが幼児と遊んでいるという児童館もあるそうです。

F委員

子どもが小学校に通い出してからが大変ということもありますね。

I委員

「経済的支援を含め、学童保育の活動をさらに充実させる。」というのはどうですか。

A委員

それはいいですね。

会長

はいわかりました。確かに、放課後についてはカナダでは小学校が終わってから先生が残って、一時間くらいみてくれるシステムがあるそうです。日本は、そこまではないですね。

A 委員

学校の中でですか。

会長

はいそうです。それでは、他に何かありますか。

A 委員

「DV防止に取り組む民間シェルターと行政および警察が連携して、DV防止対策を強化する。」というところで、国のDV被害者支援基本方針というのがあるのと、最近北海道のDV被害者自立支援基本計画というのが策定されたので、それらに基づいて北見市でも自立支援基本計画策定する等ということまで含めてもらうというのはどうでしょうか。

D 委員

この文章の他に付け加えるということですか。

会長

国の基本方針も道の基本計画もDV防止法という法律に基づいて出来ています。どちらかと言えば男女共同参画社会基本法の方が上位法ですので、確認的に付け加えるということでは意味があると思うのですが。

A 委員

道の基本計画が一番最近策定されましたので、それに基づいてということではどうでしょう。

会長

そういうことを書かなくても、北見市においてもそのDV被害者自立支援基本計画を策定することを一言いれておけば、当然準拠することになると思います。「DV防止に取り組む」の下に入れましょう。

A 委員

よろしく願います。

D 委員

これはあくまで中間答申ですので、例えば男女共同参画基本計画がH17年12月21日に大幅に改善されています。つい最近のことを入れるよりも、今の段階はこれでいいかなとも思います。

副会長

結局、中間答申であるためがゆえに、委員のみなさんの意見を幅広く列挙したわけですね。いずれは自立支援基本計画というのが策定されるのですか。

会長

なると思います。DV問題は、男女共同参画全般の問題の一領域ですからね、入れておくにこしたことはないと思います。ただ、中間答申としての性格として、触れるかどうかはまた別問題ですね。どうでしょうか。

A委員

北見市は策定すると入れて頂いて、最終答申の時にまた検討してもらおうというのはどうでしょう。

会長

ただ策定することは、自治体の義務ではなく努力義務なのかもしれません。

A委員

義務ではなくても大事だと思いますので意見として入れた方がいいと思います。

副会長

「民間シェルターと行政および警察が連携して」という文言は、それなりに北見らしい文言だと思います。

A委員

「市でも、DV被害者自立支援基本計画を策定する。」というのはどうでしょう。

会長

「策定に努める」ではどうですか。

A委員

「する」と「努める」の違いはどこですか。

会長

「する」といいますと強い意味合いが出てしまいますので「努める」ですと努力義務になります。

A委員

「策定する必要がある」ではどうですか。

会長

「努める」と書いておけば、努力する義務が発生するので、無視することは出来ません。「必要がある」として法律用語ではないのでかえって弱くなります。DVの下に、「市は、DV被害者自立支援基本計画を策定に努める。」とすることでいいですか。

A委員

はいわかりました。

会長

他に何かありますか。

G委員

「中高生など若い女性を対象とした健康教育を実施する。」のところで、若い女性だけではなく男女では駄目ですか。このところは、母性の保護という観点からだったと思うのですが、女性だけで守れるものではないと思います。特に最近若い男性は健康に対する関心が薄れていて、男性の若い世代の肥満というのが非常に問題になっています。若い時から肥満になると、当然生活習慣病になって早死にします。いくら女性がたくさん健康な赤ちゃんを産んだとしても、男性に死なれたら問題ですよ。若い女性をカットして「中高生などを」でいいのではないのでしょうか。

会長

わかりました。それでは、「中高生など」としましょう。

他に何かありますか。なければ、最後の重点課題「男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調」というところです。ここはどうでしょうか。

副会長

(2)の1)「学校教員の研修会を実施し意識啓発を図る。」というところで実際はどのようなのでしょうか。

I委員

男女共同参画に対する研修というのはほとんどないです。

その下の「学校だより等を通じて、学校における男女共同参画への取組みを紹介する。」というところで実際何を書けばいいのか考えてします。

A委員

学校職場でのセクシャルハラスメントがあるということで、まず教師達に啓発をしていくという事なのでは。

I委員

これは職員のことですか。

会長

子どもへの教育をする上での研修会という意味だと思います。例えば、スカートめくりなど男の子は喜んでやっているのを見た時に、先生方はどういう風に注意を与えるかということですね。

I 委員

今スカートめくりはないですね。ジャージが多くなってきたということもあるのでしょうか。たまにスカートをはいてくる時もあるかなぐらいですね。

A 委員

研修会の意識啓発というのはどういうことですか。

会長

ジェンダー教育の研修会だったと思うのですが。

B 委員

小学校、中学校はかなり男女分け隔てなくなっていますよね。高校生くらいからが一番危ないと思うのですが。女の子は短いスカートをはいて。今の校長先生と教頭先生の男女の比率というのはどうなっていますか。

I 委員

北見に校長30人のうち女性の校長は1人です。教頭は2人ですね。たくさん出た方がいいと思うのですが。決して門を狭くしているわけではないです。広く開けて待っているのですが。

会長

そこに目に見えない壁があるのでしょうか。

I 委員

(2)1)「PTA活動においても男女共同参画を推進し、その意見を学校教育に反映させる。」というところで、「その意見を学校教育に反映させる」というのは、具体的にはどういうことなのでしょう。

会長

このときのイメージとしては、PTA役員のトップに男性が立って、実際に行動するのはお母さん方が多いと思います。そういうところを見直して、男女が入り交じる形に推進して、男性の意見も女性の意見も学校に反映させたいということだったと思います。

I 委員

男女共同参画の意見をということではないのですね。

会長

そうです。男性も女性も親の意見がということです。他に何かありますか。

A 委員

先ほどの「研修会を」というところで、その回の時に話した憲法 24 条や男女共同参画の観点からの社会教育としての講座を開く事や、学校教育の中の先生方にも意識を持ってもらいたいという、もう少しそのことをさしている文言が足りない気がします。「男女共同参画の観点からの研修会、意識啓発」等を入れてはどうでしょう。

会長

「男女共同参画に関する研修会」としてはどうですか。確かに単に研修会としては何の研修会かわかりにくいですね。

A 委員

はい、それの方がいいと思います。

I 委員

先程との関わりなのですけれども、前回会議録の職員のセクハラ等も含めてということになるのですか。

A 委員

職場のセクハラとは別ですね。

I 委員

先生方の意識啓発は大切だと思います。

会長

広い意味で重点課題 の職場に学校も含むと考えていいのではと思います。

A 委員

2) 国際協調のところ、外国人差別のことや女性外国人が差別を受けることがあるのではないのかという話に出ていて、中間答申の中には、そういう外国人の事というのが出ていないと思うので一つ入れたらいいのではないかと。

会長

農村の女性などの話しは出ていましたけれど、最後の雑談的な感じでしたので、あえて加えなかったのですが。

A 委員

農村やホテルで働く外国人の話も出ました。

会長

そうですね。書くとするばどういう形でいれますか。確かにこの間も幼稚園の子どもの殺人事件などはそれに近いものがありますよね。広い意味では最後のところの男女共同参画の観点から異文化交流を深めるということを含んだつもりではいるのですが。

A 委員

今後具体化していく上で、交流以外にもあるのではないかと思うのですが。はっきり外国人に対する差別をなくすというのはどうですか。

会長

2) の国際協調の本来の意味は違ったのですけれどね。

A 委員

私もそうだと思ったのですが、審議の中ではそういう話が出ましたので。

会長

審議の中では確かにそういう話が出ましたけれども目的と違ったかなと思ひまして。

前日も言いましたが、ここでの国際強調というのは教育の一環として情報を収集して、我々がそれを共有して世代の動きに遅れないようにしましょうということでした。

D 委員

ここで人種差別という文言は難しいと思います。

A 委員

国際的にもある特定の人種差別を無くしていこうという流れですから、そんなに不一致でもないと思ひます。

F 委員

あまりに幅を広げてしまうのもどうかと思うのですが。

会長

審議会の時は外国人差別に対してあまり意識しなかったのですが、言葉で「すべての人は」や「私達北見市民は」というところで外国人は含まれると思ひます。

A 委員

それに含まれるのでしたら、男女共同参画という審議をしなくても男女は共同ですと含まれていますということになってしまいます。

E 委員

先程会長のお話しにあった2)国際協調の4つめのところで、「男女共同参画の観点から異文化交流を深める」という中に含まれているのではないのかと言いましたけれど、色々な場面があるので私はこれでいいと思います。

会長

差別について入れますか。強いて言えば条例3条、男女は直接的にも間接的にも差別的な取扱いを受けないというのは基本理念ですから、これでいいと思いますが。

A 委員

この回の時に国際交流の基本は人種差別をしないことという話しになったと思います。

D 委員

あの時は、男女共同参画社会とっているけれども、平等ではないと私は思っているという例えで、未だに世界人権宣言なんていうのは、何十年も前からありますが、世界中には未だに人種差別があるという意味でした。それほど、重く取られるとは思っていませんでした。

私もE委員がお話しになったように「男女共同参画の観点から、異文化交流を深める」という中に、広い意味で含まれると思います。

会長

どうでしょうか。最後の「異文化交流」ところで、どの国の人とも平等に交流を深めるという解釈でいかがですか。

D 委員

「どの国の人とも平等に交流を深める」と言葉を付け足しても、いいくらいですね。

会長

そのあたりでどうでしょうか。

B 委員

「男女共同参画の観点から」という言葉を削除して「北見市内の国際交流機関・大学・団体と連携協力し、異文化交流を深める。」というのはどうですか。全体にぼやけてしまって、A委員がお話しになるように何を言っているのかよく分からないし、外国人に対する差別をなくすというのも入り込めないなと思うのですが、それと人種という言葉は使わないです。国籍による差別、性別による差別っていう言葉をちょっと入れたらいいのではないですか。

A 委員

異文化とは他の民族の事ですか。自分達とは違う民族が、どのような男女のあり方をしているかについての交流を深めると思っているのですか。

会長

もちろんそういう意味もあります。だけど、中国であれ、韓国であれ、欧米の人達と対等に異文化交流を深めて、それぞれの国の男女のあり方を広く知ろうということです。

A 委員

男女共同参画の観点から男女のあり方に関する異文化交流を深めるという意味ですよ。

会長

差別の問題はここじゃなくて違うところだと思うのですが。

A 委員

外国人女性に対する差別をしないというのはここではないのですか。

会長

差別の問題を具体的に突き詰めていくと、たくさん差別があるわけでそれぞれについて触れることは難しいです。憲法 14 条は人種、信条、性別、社会的身分、または門地による差別を禁止しています。ここでは人種という言葉が使われています。

A 委員

意見として提出する段階でしたら、この異文化交流の問題は異文化交流の問題とはっきり分かるようにして、別に外国人に対する差別をなくすと載せてもいいのではないかと思います。

会長

そうするとここに一つ付け加える訳ですよ。

A 委員

そうですね、異文化交流の問題とは別の問題だとはっきり分かるように、「外国人や外国人女性に対する差別をなくす。」というのはどうでしょう。

B 委員

「差別をなくす」という言葉にしますと、今は北見では差別があるのかということになりますので、「市民として共に暮らす外国人に対する差別をしない」という言葉を最初の方に入れてほしいと思います。

会長

2) 国際協調の一番初めに入れるということですね。

副会長

A委員の意見としては、次の審議会の時のために文言を残しておきたいということですよ。

A委員

そうですね。意見として出ましたので。

会長

分かりました。そのように付け加えましょう。それでは一部文言を補充した部分もございませうが、後はお任せいただきまして、中間答申書を完成させたいと思います。他に何かありますか。

A委員

市の男女共同参画を担当している課は、もとは独立したものだったのに新しく変わったのですか。

事務局

今は、市民活動課男女共同参画担当ですが、元々は男女共同参画主幹という職名でした。

A委員

今までは主幹がいたのに格下げになったのですか。

事務局

いえ、格下げではなくて主幹は複数の仕事を担当していましたが、今は専任の担当者がいるわけですよ。

B委員

専任の方がいるのであれば格上げですね。より独立性が高まったということですかね。

会長

そうですね。一步前進したということですね。

F委員

すいませんちょっといいですか、1) 学校教育、社会教育のところ、「学校教員の男女共同参画に関する研修会を実施し、意識啓発を図る」というところで、最近では小中学校でも混合名簿や家庭科共習制などもあり、そういう意識をさらに広げていくという文言があればいいなと思うのですが。

会長

そうですね。「意識啓発の」の前に「さらに」という文言を入れましょう。
全体を通して他に何かありますか。

A 委員

市でのDVに対応する窓口が一本化してほしいということがあります。高齢者の生活を支える窓口が、一本化して対応できていると聞きましたので、この答申に担当窓口の一本化をするということを載せたらどうでしょうか。どこに載せたらいいのかということもあると思うのですが。

G 委員

1) 家庭生活の3つめ、「DVに関する相談窓口を設け、」のところではないでしょうか。

A 委員

相談窓口だけではなくて、生活の支援なども一本化した窓口をと加えて欲しいと思うのですが。

副会長

民間シェルターの他に行政の中にもそういうものが欲しいということですか。

A 委員

いえ、違います。民間シェルターから市役所へ来て、いろいろな窓口に行かなくてはなりませんので、相談だけではなくて支援などをする窓口をあればいいということです。

会長

ここは「強化するなど」ということなので相談だけではないと思います。

A 委員

ただ相談窓口ではなく自立支援を入れて一本化されるということを強調したいです。

会長

女性センターがそういう役割を果たしているのではないですか。

A 委員

女性センターの機能の話はどこかで出ますよね。

D 委員

女性センターに男女共同参画推進の拠点にして、そこに全部盛り込めるようにしたらいいという話でした。

A 委員

女性センターは指定管理者制度を導入していて、市が直接業務を担っていないですよ。

会長

市がやるかどうかはまた別であって、そういう相談窓口をどこかに作るということは謳ってあるのではないですか。

A 委員

相談を受けるだけではなくて。

会長

それも含めて、「DV防止対策を強化するなど」という言葉に手続きも含まれていると思いますが。

A 委員

手続きも含まれると分かるようにして欲しいと思います。後でこれを元に最終答申、基本計画を策定していくわけですから。

副会長

なかなか全部網羅されるのは難しいのではないのでしょうか。

A 委員

相談だけではなく自立支援もということ一つの窓口でということがわかるように入れてはどうかと思うのですが。

会長

相談の後に自立支援ですか。

A 委員

相談を受けてから自立支援までの流れを一つの窓口でということが大切だと思います。

相談だけではなくて公営住宅を申し込む窓口、住民票を移動して加害者に分からなくする窓口など、全部支援できるような形であれば、たくさんの窓口をまわることがなくなると思います。

会長

先程の「DV被害者自立支援基本計画の策定に努める」という中に窓口問題のことや手続きの問題も含まれていると思います。

B 委員

例えば「効率的に支援する」というのはどうですか。

A 委員

元気な方ばかりではなく、高齢者の方もいますので。

G 委員

A 委員が言われているのは、市の職員はDV被害者に負担をかけないように、それぞれの窓口をたらい回しにせず市民サービスに努めなさいということですよね。相談専門窓口の職員がかかりついで相談に乗るとい仕組みを作れば、毎日たくさんのDV被害者が訪れるわけではないので対応出来ると思います。プライバシーの問題もありますが、プライバシーを守って出来ることはいくらでもあると思います。お互いプライバシー保護の意識があれば特に問題はないと思います。

B 委員

それでは、「DVに関する相談・自立支援窓口を設ける。また民間シェルター支援を」と続いていくというのはどうですか。

A 委員

「強化する」が2回重なっていますね。

会長

そうですね、どちらかを変えた方がいいですね。そこは任せてもらえますか。

A 委員

お願いします。

会長

それでは時間もだいぶ過ぎていきますので、他に特になければ3番目のその他に進みたいと思います。23日の中間答申に向けて事務局のほうから報告があります。

事務局

(2月23日市長へ中間答申提出の際のスケジュールについて説明)

会長

どうもありがとうございました。今日の第7回の審議会をもちまして一通り基本計画について中間答申の審議を終えることに致したいと思います。おかげさまで非常に内容のある審議会だったと思いますし、また今日の修正も含めまして立派な答申になったと思います。今日の審議会はこれで終わりにしたいと思います。この後、事務局の方でご挨拶があるそうです。それではこれで終わりにいたします。ありがとうございました。

事務局

(事務局からお礼の挨拶)